



平成30年10月1日から運用開始



違反対象物公表制度

☆消防法令違反のある建物を公表します☆

違反公表制度とは？

建物を利用する方が、建物の危険性に関する情報を自ら入手し、その建物の利用について判断できるよう、重大な消防法令違反の建物とその内容を公表する制度です。

公表の対象となる建物は？

劇場や集会場、飲食店や物品販売店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する施設や、病院、社会福祉施設などの一人で避難することが困難な方が利用する施設です。

重大な消防法違反とは？

消防法で建物に設置が義務付けられた消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が全く設置されていない違反です。

公表の時期は？

消防署が行う立ち入り検査において違反を確認し、関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。

公表する内容は？

建物の名称、所在地、法令違反の内容を掲載します。

公表の方法は？

当本部のホームページに掲載します。また、[総務省消防庁のホームページ](#)から、この制度を利用している全国の市町村や消防のホームページを確認でき、全国の建物の状況が判るようになっています。

建物関係者の方へ

消防法違反の大半が、建物の用途変更、未届の増改築、隣接建物との接続から発生しています。このような工事を行われる場合には、事前に消防本部に相談していただきますよう、よろしくお願いいたします。

リフォーム等により、消防用設備等の設置が必要となる場合もあり、設置されていないと公表の対象となります。

※公表制度等についてのお問い合わせは、[湖北地域消防本部予防課（62-5194）](#)まで